

群馬県立県民健康科学大学診療放射線学部臨床教授の称号付与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）診療放射線学部における臨床教育に協力する医療機関等の優れた指導者に対する称号の付与等に関する必要な事項を定め、もって臨床教育の指導体制の充実を図ることを目的とする。

(称号)

第2条 称号は、臨床教授とする。

(称号付与の対象者)

第3条 称号は、臨床実習施設及び研究協力施設の指導、研究に協力する医療機関等（以下「協力医療機関等」という。）に所属し、臨床実習指導等に携わる者に付与する。

(選考手続き)

第4条 臨床教授の選考は診療放射線学部教授会の意見を聴いて、学長が行う。

(選考基準等)

第5条 臨床教授の称号を付与することができる者は、医療機関等の臨床現場における豊富な経験を有し、優れた臨床能力及び教育能力を有すると本学が認める者で、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学会等が認定した専門技師の資格を有する者
- (2) 本学における教員選考基準の教授の基準に準ずる者

(職務)

第6条 臨床教授は、所属する協力医療機関等において、学生に対する臨床実習指導等必要な職務を行うものとする。

2 臨床実習指導等は、本学と協力医療機関等との間で協議の上、作成された学生の臨床教育カリキュラムに従い行うものとする。

(称号を付与する期間)

第7条 臨床教授の称号の付与は、臨床実習指導者等に従事する年度毎に行う。

(報酬)

第8条 臨床教授の称号を付与した者に対する報酬は支給しない。

(通知)

第9条 臨床教授の称号の付与は、学長が別紙様式による文書を交付して行うものとする。

(雑則)

第 10 条 この規程で定めるものほか、臨床教授の称号の付与に関し必要な事項は、診療放射線学部教授会の意見を聴いて、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

第 号

氏 名 様

群馬県立県民健康科学大学診療放射線学部臨床教授の称号を付与する。

ただし、称号付与の期間は、 年 月 日から 年 月 日 までとする。

年 月 日

群馬県立県民健康科学大学長 氏 名 印